

令和 3 年第 4 回市議会（定例会）
付 議 案 件 綴

（その 6）

堺 市 議 会

目 次

	頁
議員提出議案第34号 堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を 改正する条例.....	3
参考資料	
新旧対照表.....	5

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第34号 堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

理由

堺市議会議員の議員報酬等に関する条例に基づく議会議員の期末手当について、令和3年12月期の支給割合を100分の220から100分の210に、令和4年6月期以降の支給割合を100分の210から100分の215に改めるために本条例案を提案するものである。

堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 堺市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の220」を「100分の210」に改める。

第2条 堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の210」を「100分の215」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和3年12月1日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

參考資料

新旧对照表

＜議員提出議案第34号 堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例＞
 堺市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第13号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>(議会議員の期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議会議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）における議員報酬の月額にその100分の20を加算した額に、<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日（次条において「任期満了日等」という。）に在職した議会議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会議員となったものに対し支給する当該期末手当に係る在職期間については、その者は引き続き議会議員の職にあつたものとみなして計算する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(議会議員の期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議会議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）における議員報酬の月額にその100分の20を加算した額に、<u>100分の210</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日（次条において「任期満了日等」という。）に在職した議会議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会議員となったものに対し支給する当該期末手当に係る在職期間については、その者は引き続き議会議員の職にあつたものとみなして計算する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

堺市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第13号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>(議会議員の期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議会議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）における議員報酬の月額にその100分の20を加算した額に、<u>100分の210</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日（次条において「任期満了日等」という。）に在職した議会議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会議員となったものに対し支給する当該期末手当に係る在職期間については、その者は引き続き議会議員の職にあったものとみなして計算する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(議会議員の期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議会議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）における議員報酬の月額にその100分の20を加算した額に、<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日（次条において「任期満了日等」という。）に在職した議会議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会議員となったものに対し支給する当該期末手当に係る在職期間については、その者は引き続き議会議員の職にあったものとみなして計算する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

令和3年第4回市議会(定例会)付議案件綴(その6)

令和3年11月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-21-0057